

令和7年度

文化財施設等整備事業

(仮称)新文化財センター改修修正設計業務その2

仕様書

施工場所 東広島市福富町久芳

東広島市

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費						
改修設計		1	式			
諸経費						
改修設計		1	式			
技術料等経費						
改修設計		1	式			
特別経費		1	式			
現地調査費		1	式			
RIBC使用料		1	式			
小計						
業務価格		1	式			千円未満切捨て
消費税等相当額		1	式			10%
設計業務等委託料		1	式			

設計業務委託特記仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度 文化財施設等整備事業
(仮称) 新文化財センター改修修正設計業務その2

2. 履行場所

東広島市 福富町久芳

3. 技術者

次の資格を有する管理技術者及び担当技術者を定めること。

(1) 管理技術者

● 管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下「一級建築士」という）で資格取得後、建築設計に関し実務経験8年以上有する者とする。

(2) 担当技術者

● 担当技術者（意匠）の資格要件は、一級建築士で資格取得後、建築設計に関し実務経験3年以上有する者とする。

(3) その他

● 管理技術者及び担当技術者（意匠）は、受注者と直接雇用関係のある者とする。

4. 建物概要

(1) 敷地概要

敷地面積:11,234m²

用途地域:指定なし 都市計画区域外

防火指定:指定なし

(2) 建物概要

用途:文化財センター（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十二号 第1類）

【改修建物】

校舎棟:RC造 2階建て 延床面積:2,560m² 昭和63年竣工

【既存建物】

屋内運動場:RC造 平屋建て 延床面積:751m² 平成9年竣工

プール棟:RC造 平屋建て 延床面積:75m² 平成17年竣工

5. 業務内容

令和3年度文化財施設等整備事業（仮称）新文化財センター改修設計業務において設計した建物の修正設計業務である。

改修範囲の変更に伴い、土砂災害防止法、建築基準法、バリアフリー法、消防法への適応を考慮した修正設計を行う。

(1) 校舎棟の改修に係る設計

- ・1階児童用トイレから不特定多数利用トイレへの改修（多目的トイレ含む）約35m²（建築・電気・機械 全て改修）
- ・教室等から事務室、作業室、会議室等への改修（法令上必要な改修のみ）
- ・教室等から倉庫（収蔵庫）への改修（主に2階）（法令上必要な改修のみ）
- ・玄関スロープの設置等バリアフリー法対応改修（法令上必要な改修のみ）
- ・用途変更に係る建築基準法、消防法適合改修（法令上必要な改修のみ）

(2) 外構設計

- ・法令（バリアフリー法等）に適合する外構設計

(3) (1)～(2)に伴う電気・機械設備設計

(1) 実施設計

① 一般業務

- 建築設計
- 電気設備設計
- 機械設備設計
- 概算工事費算出

② 追加業務

- 積算
- 概略工事工程表作成
- 地質調査
- アスベスト・P C B調査

(2) 手続き

① 手続き業務

- 計画通知手続き
- 構造計算適合性判定手続き
- 建築物省エネ法手続き
- バリアフリー法手続き
- 官公署諸手続き

※ 官公署諸手続きについては、必要な場合のみ事前協議等遅滞なく行い、書類の訂正・疑義事項・不備等についての対応を行うこと。

※ 構造計算適合性判定手数料（申請料）は別途とする。

※ 計画通知手続きが必要な場合の計画通知書等手続き書類の作成は、一般業務に含む。

※ 建築確認済証、建築物省エネ法届出書及び官公署書類について審査機関が交付に要する事務期間は業務外とする。

6. 設計基本コンセプト

- 経済性、施工性、維持管理の容易性、機能性、耐久性及び工事費等を考慮の上、最も効果的な改修計画（工法・対策）を立案すること。
- 既存建築物における既存不適格事項の把握などの建築基準法・消防法等の関係法令への抵触事項を報告し、改善が必要な場合は遡及検討するとともに、改修計画を立案すること。

7. 共通事項

- (1) 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最終改定 令和6年3月26日付、国営整第213号）」による。
- (2) 設計は、関係法令の規程や諸基準を遵守すること。
- (3) 工事場所の気象条件、周辺環境を考慮し、設計を行うこと。
- (4) 設計に先立ち、現地調査等を入念に行うこと。
- (5) 建物形状、仕様、構造、工法については多面的に検討し、建設コスト及び維持管理コストの削減に努めること。
- (6) 設計に際しては、調査職員（又は関係部局）と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図ること。
- (7) 設計図書の作成は、別紙「委託範囲及び設計書作成要領」によることとし、原則として特定の製品製造所名は記載してはならない。
- (8) 工事費内訳書の作成は、公共建築工事内訳書標準書式「建築工事編」「設備工事編」（最終改定 令和5年3月29日付、国営積第8号）、広島県公共建築工事積算基準（令和5年度改定）、広島県公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）広島県公共建築工事積算基準等資料（令和6年度改定）によること。ただし、調査職員より指示があった場合はこの限りではない。
- (9) 工事費内訳書の単価は、原則建設物価・積算資料等の刊行物の平均値を採用すること。なお、採用する刊行物の発行月は調査職員に確認し決定すること。
- (10) 工事費内訳書の単価を見積とする場合は、3社以上に見積を取り、合計見積額が最低となる1社を採用すること。なお、見積依頼をする前には見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。（単価見積は採用しないこと）
- (11) 業務を履行する上で、設計の一部に対し第三者の協力を得る場合（積算業務、地質調査業務等）には、あらかじめ委任（下請負）承認願を提出し承諾を得ること。
- (12) 改修工法は、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」を参考に、施設の利用状況を考慮し選定すること。
- (13) 建築と電気・機械との設計内容の調整及び確認を行うこと。
- (14) 業務着手にあたり、業務実施工程表及び業務実施計画書を提出し、調査職員の承諾を得ること。
- (15) 概算工事費は、社会情勢等を十分に考慮し、算出すること。
- (16) 「労働安全衛生法施行令」に規定されている石綿等（アスベスト含有建材等）については、その有無、種類及び数量を入念に調査すること。石綿等が使用されている場合、又は疑わしい材料が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量、厚さ等を調査し、定性分析後定量分析を行うこと。また、アスベスト含有建材使用撤去物として上表に明記し、工事費概算に反映すること。
- (17) 業務実施工程表作成にあたっては、計画通知提出から取得時期（適当含む）までに要する期間及び市の検討期間を考慮し、履行期間内に業務を完了させるように検討すること。また、各検討期間に時間を要した場合は、適宜実施工程表を見直し、増員等で対応すること。
- (18) 設計に先立ち、改修建物、既存設備及び敷地内の工作物等の現地調査を十分に行い、既存図との整合確認を行うこと。
- (19) 見積書は紙（FAX含む）又は電磁的記録などいずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可とする。（担当者印の代替えとしての直筆署名も不要）
- (20) 改修工事の場合は(18)に基づき必ず改修前後を対比した図面を作成すること。
- (21) その他、調査職員の指示により、業務遂行に必要な資料収集、提案を行うこと。
- (22) 現地の既存配管・配線（埋設配管含む）の配置、高さ、深さ、種別等の現地調査を行うこと。

8. 個別事項

- (1) 用途変更に伴う建築基準法、消防法及びバリアフリー法等への適合については、既申請の内容を元に、建築指導課及び消防予防課等と充分に協議を行うこと。
- (2) 令和3年度文化財施設等整備事業（仮称）新文化財センター改修設計業務の成果物は一式を貸与する。関連する内容を充分に精査・把握すること。当時の業務で実施した主な検討及び調査項目は次の通り。
- ・構造検討（用途変更に伴うもの、土砂災害対策に係るもの）
 - ・地質調査、敷地測量
 - ・外壁劣化、屋根漏水、アスベスト、中性化調査
- (3) 指定箇所のトイレ改修以外、法令上必要のない内装、建具、設備（照明、空調、機械換気、衛生設備等）の改修は行わない。
- (4) LED化は天井改修が発生するトイレ改修エリアのみを想定している。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内にあるキュービクルは低濃度PCBが含まれているとみなし、既存キュービクルは撤去し、原設計で検討済の位置に新設を想定している。

9. 提示図書

		形態	ファイル形式
(1)	令和3年度 文化財施設等整備事業（仮称）新文化財センター改修設計業務 成果品一式（下記成果物を含む）		
	実施設計図書（pdf、JWW）		
	各種調査報告書（地質、外壁劣化、屋根漏水、アスベスト、中性化、現地測量）		
	各種検討報告書（用途変更に伴う構造検討、土砂災害対策、バリアフリー法対応）		
	各種申請書類（計画通知、消防用設備等計画書）		
(2)	昭和62年度 久芳小学校校舎改築工事	計画通知書	製本
(3)	昭和62年度 久芳小学校校舎改築工事	消防用設備等計画書	製本
(4)	昭和62年度 福富町立久芳小学校校舎改築（建築設備）工事	竣工図	製本
(5)	平成 9年度 福富町立久芳小学校屋内運動場改築工事	設計図	製本
(6)	平成 9年度 福富町立久芳小学校プール改築工事	設計図	製本

10. 提出図書

【成果品】

<input type="checkbox"/>	実施設計図書	1 部	※パイプ式ファイルで提出すること ※CD-Rにて提出すること ※必要に応じて ※CD-Rにて提出すること ※A4、2UPで印刷すること ※紙、CD-Rにて提出すること ※読み取れる図面サイズとすること ※内訳書と順序を揃えること ※紙、CD-Rにて提出すること
	● 実施設計図面 (CADデータ、原図PDFデータ)		
	● 実施設計説明書		
	● 内訳書ファイルデータ (RICデータ)		
	● 工事費内訳明細書 (金入り)		
	● 数量計算書		
	● 数量拾い図 (必要な場合のみ)		
	● 見積依頼先名簿 (提出分の写し)		
	● 見積比較表 (本市指定様式)		
	● 見積書		
	● 刊行物比較表 (任意様式)		
	● 刊行物写し		
	● 打合せ簿 (提出分副本の写し)		
	● 概算工事費内訳書 (提出分の写し)		
	● その他調査職員が指示するもの		
<input type="checkbox"/>	構造計算書 (必要な場合のみ)	必要部数	※協議記録等は打合せ簿で提出すること
<input type="checkbox"/>	設備容量等計算書	1 部	
<input type="checkbox"/>	官公署手続き書類	必要部数	※協議記録等は打合せ簿で提出すること
<input type="checkbox"/>	実施設計原図 (普通紙)	1 部	※サイズは設計書作成要領による
<input type="checkbox"/>	見開きA3版製本	6 部	
<input type="checkbox"/>	A3綴じ込み折り	2 部	※穴はあけずクリップ留で提出すること
<input type="checkbox"/>	A3平綴じ	3 部	※穴はあけずクリップ留で提出すること

【事務書類】

<input type="checkbox"/>	管理技術者及び照査技術者選任 (変更) 通知書	1 部	
<input type="checkbox"/>	業務実施工程表	2 部	※正副
<input type="checkbox"/>	業務実施計画書	2 部	※正副
<input type="checkbox"/>	業務履行報告書	1 部	※毎月初めに提出すること
<input type="checkbox"/>	業務打合せ簿	2 部	※正副
<input type="checkbox"/>	貸与品借用 (返納) 書	1 部	
<input type="checkbox"/>	委任 (下請負) 承認願	1 部	※必要に応じて
<input type="checkbox"/>	見積依頼先名簿届	1 部	※見積依頼を行う前までに提出すること
<input type="checkbox"/>	業務完了通知書	1 部	
<input type="checkbox"/>	引渡書	1 部	※業務完了検査結果通知書の発行後提出
<input type="checkbox"/>	その他調査職員が指示するもの	必要部数	

※ 実施設計図書について、1つのパイプ式ファイルに収まらない場合は、分冊すること。

※ 実施設計図書は、インデックス等を使用し、わかりやすく整理すること。

※ CD-Rは、パイプ式ファイルに収納できること。(CDケースをパイプ式ファイルと別にしないこと)

※ 原図への設計者押印は不要とする。

※ 見開きA3版製本、A3綴じ込み折り及びA3平綴じについて提出する場合は検査日までに各1部ずつ提出し、工事発注前後に調査職員より連絡があり次第残り部数を納品すること。

11. 設計基準

【建築設計】

- 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築改修設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

（編集 国土交通省、発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

【建築積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【設備設計】

- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例
- 東広島市水道事業における給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島県水道広域連合企業団）
- 東広島市公共下水道条例
- 東広島市公共下水道排水設備要綱（東広島市）

【設備積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【地質調査】

- 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

12. その他

- (1) 各提出資料の書式等については、調査職員と協議すること。
- (2) 工事費内訳明細書（金入り）は、（財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システムによる内訳書ファイルにより提出すること。
- (3) 設計図は原則C A Dで作成し、データを提出のこと。
 - ① 成果品として提出するファイル形式は、原則として J W - W I N（最新版）とする。
 - ② J W - W I N以外の場合とするときは、J W - C A D形式若しくはD X F形式にて提出してもよい。ただし、J W - W I Nにてデータが完全に互換できなければならないものとする。
 - ③ データ納入の際には、必ずその時点での最新パターンを利用したウィルスチェックをすること。
 - ④ 設計図データは全て縮小率を記入すること。
 - ⑤ 既存図面の活用化については、調査職員と協議を行うこと。
 - ⑥ 環境設定ファイルを同封すること。
- (4) 設計原図をP D Fデータ化する場合の解像度は指定しないが、解読不能や文字化けなどの不良がないこと。

委託範囲及び設計書作成要領 (建築工事)

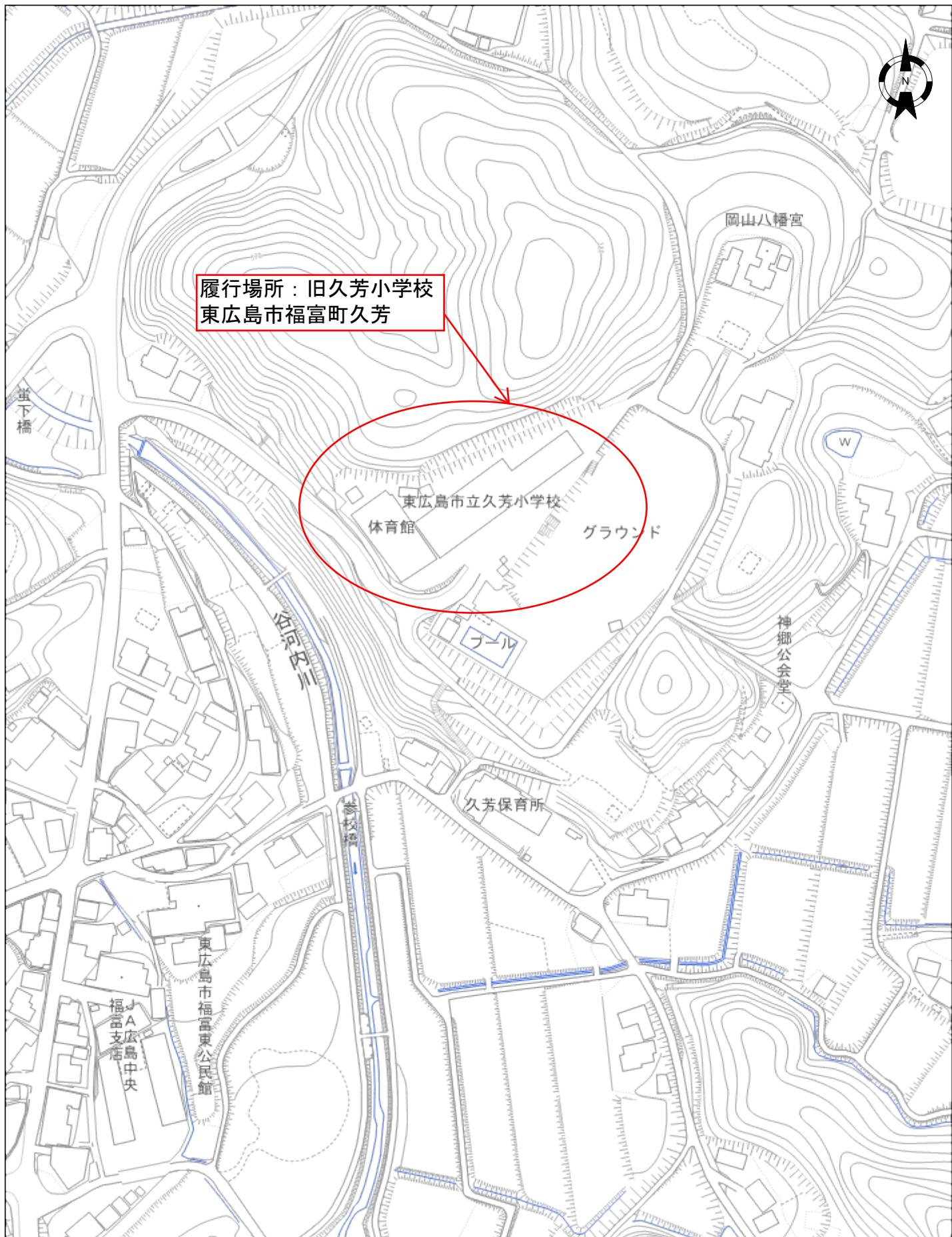
基本設計	設計資料	調査研究企画報告書
		関連技術資料書
		各種法令手続きのための技術資料の作成
	総合	比較検討説明書
		仕様計画概要書
		仮設工程表
		面積及び求積表
		敷地案内図
		配置計画図
		平面(各面)及び動線計画図
		断面計画図
		立面計画図
		矩計図(主要部詳細図)
	構造	構造計画概要書及び仕様概要書
		構造計画書
	積算	工事費概算書
		○ 工事日程計画書

実施設計	総合	○ 平面図	1/100・1/200	
		○ 立面図	1/100・1/200	
		○ 断面図	1/50・1/100	必要な場合
		○ 各伏図	1/100・1/200	必要な場合
		○ 建具位置図	1/100・1/200	
		○ 建具表	1/50・1/100	記入順序は、積算要領による。
		○ 外構図		必要な場合
		○ 日影図		
	詳細図	○ 矩計図	1/30・1/50	
		○ 展開図	1/30・1/50	詳細図と兼ねてよい
		○ 平面詳細図	1/30・1/50	下階から上に追う
		○ 部分詳細図	1/30・1/50	
	構造	○ 基礎伏図	1/100・1/200	
		○ 杭伏図	1/100・1/200	基礎伏図に併記してよい。
		○ 各階構造伏図	1/100・1/200	
		○ 柱リスト	1/30・1/50	必要な場合
		○ 梁リスト	1/30・1/50	必要な場合
		○ 架構図	1/30・1/50	
		○ 床版リスト、配筋図	1/30・1/50	必要な場合
		○ 階段、壁リスト	1/30・1/50	必要な場合
	計算書	○ 雜配筋図	1/30・1/50	必要な場合
		○ 敷地調査図		
		○ 構造計算書		
	積算	○ 総合		

実施設計	積算	○ 構造	
	設備との調整	○ 電気設備	官公署諸手続き(確認申請、消防設備計画書)等に伴う建築士のチェック及び押印を含む。
備考			
1	改修前後を対比した図面を作成すること。		
2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。		
3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。		
4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。		
5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。		
6	図面の大きさは、A2版を標準とする。		
7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。		
8			
9			
10			

委託範囲及び設計書作成要領 (電気設備工事)

基本設計	積算資料	調査研究企画報告書												
		関連技術資料書												
		各種法令手続きのための技術資料の作成												
	設計図書	改修計画説明書												
		電気設備計画概要書												
		仕様概要書												
		各種技術資料												
		工事費概算書												
		○ 工事日程計画書												
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般的な事項											
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項											
		○ 手続き												
	設計図	○ 工事概要												
		○ 敷地案内図		・既設・改修・新設										
		○ 配置図												
		○ 受変電設備図		・既設・改修・新設(必要な場合)										
		自家発電設備図	1/100・1/200	・ディーゼル・ガスタービン										
		結線図、機器配置図、仕様	1/30・1/50	・運転時間 H										
		蓄電池設備図	1/100・1/200	・非常用・受変電用・弱電用										
		○ 幹線系統図	〃											
		○ 電灯設備配置図	〃											
		○ 照明器具姿図	〃	・国土交通省仕様による。										
		○ 分電盤回路図、姿図	〃											
		○ 動力設備配線図	〃											
		○ 制御盤、操作盤回路図、姿図	〃											
		○ 電話設備	〃	・交換機・電話機										
		○ 警備設備	〃											
		○ 火災報知設備	〃	・既設・改修・新設										
		○ 防犯設備	〃	・機器設置・空配管										
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														
設計図														
実施設計														



参 考 図 書

業務名称 : 令和 7 年度 文化財施設等整備事業
(仮称) 新文化財センター改修修正設計業務その 2

<注意事項>

この参考図書は適性な積算及び業務の内容を把握するための参考指標として示すものです。あくまで参考図書であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

主な用途変更・改修内容

学校教室等→博物館居室

学校教室等→倉庫（収蔵庫）

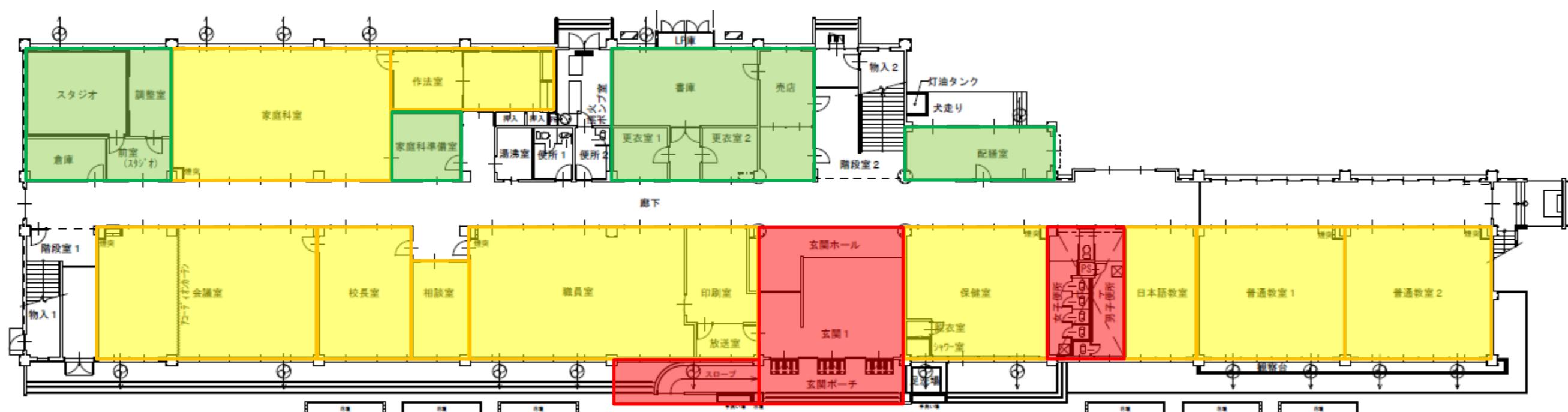
児童用トイレ→大人、ユニバーサル対応

玄関周り→バリアフリー対応

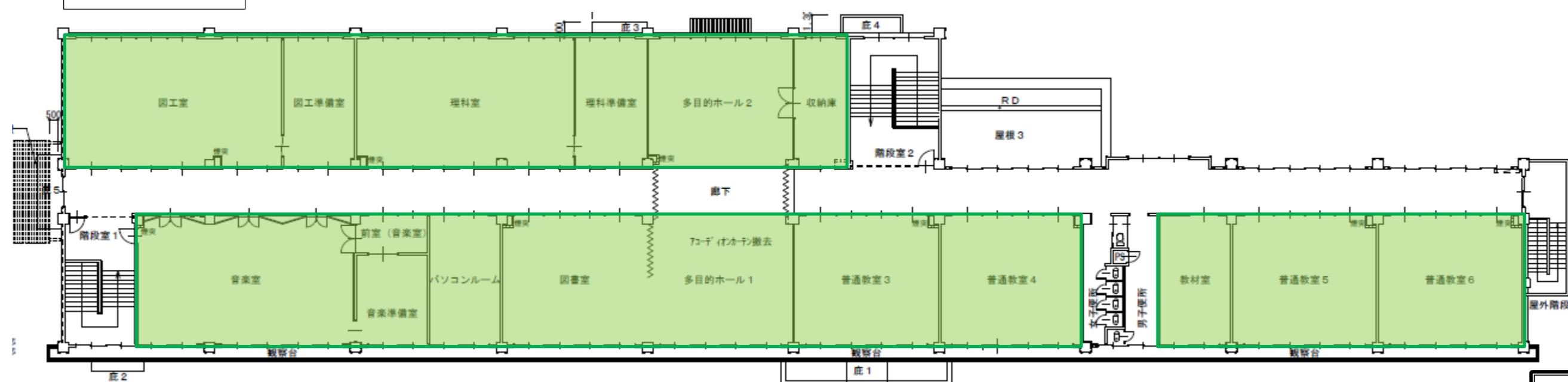
その他上記に伴う法令対応 土砂災害防止法、建築基準法、消防法、バリアフリー法等

※) 以外のエリアにおける法令対応以外の内装、建具等の改修は原則行わない

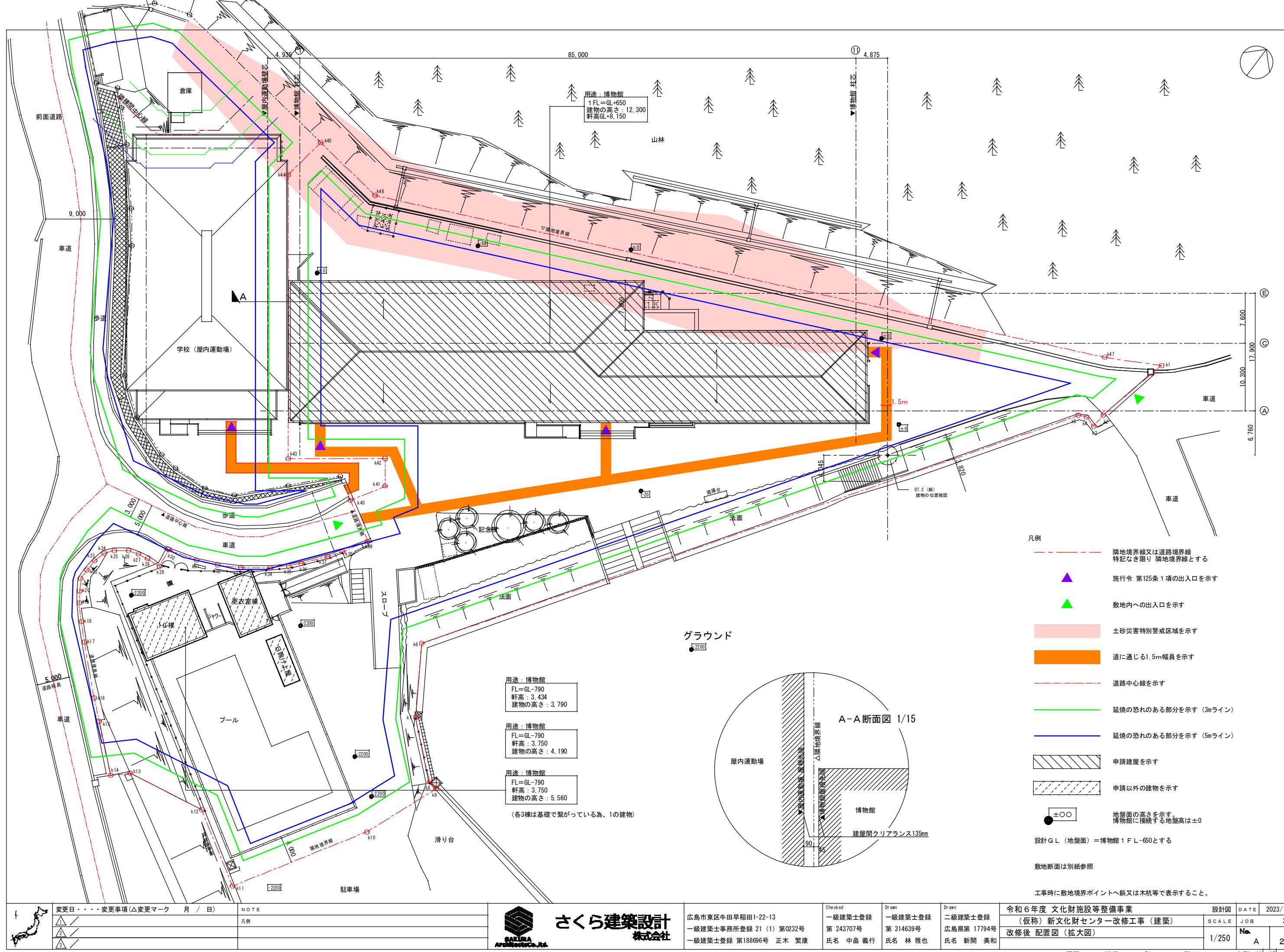
既存 1階平面図



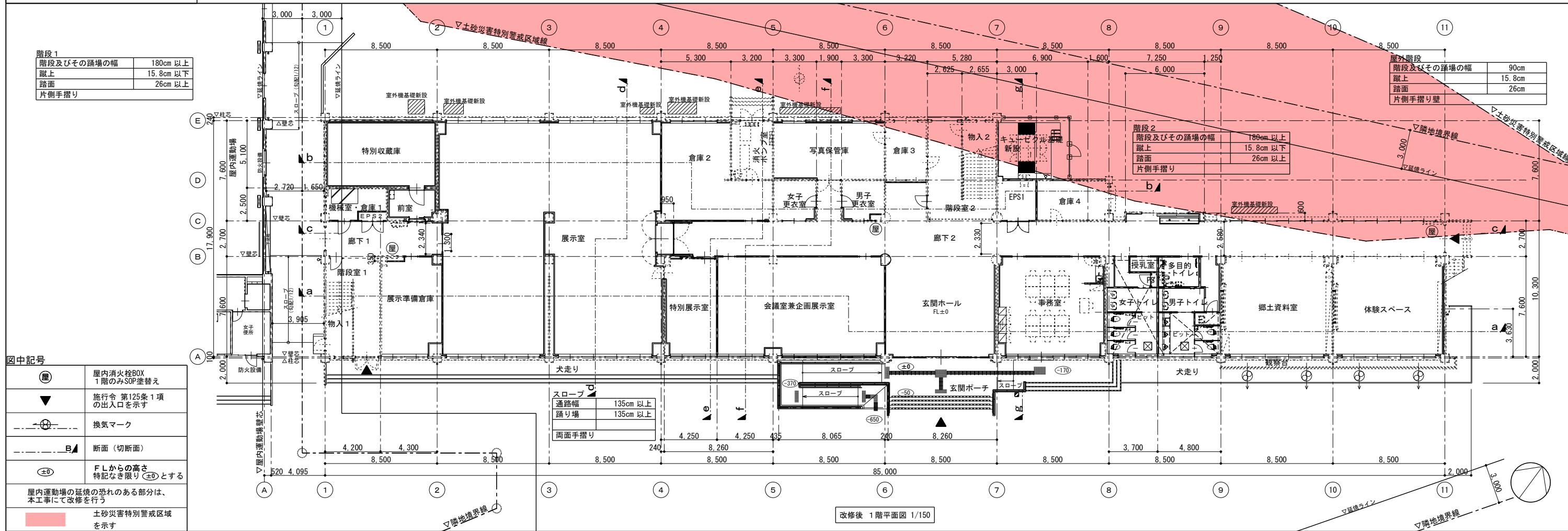
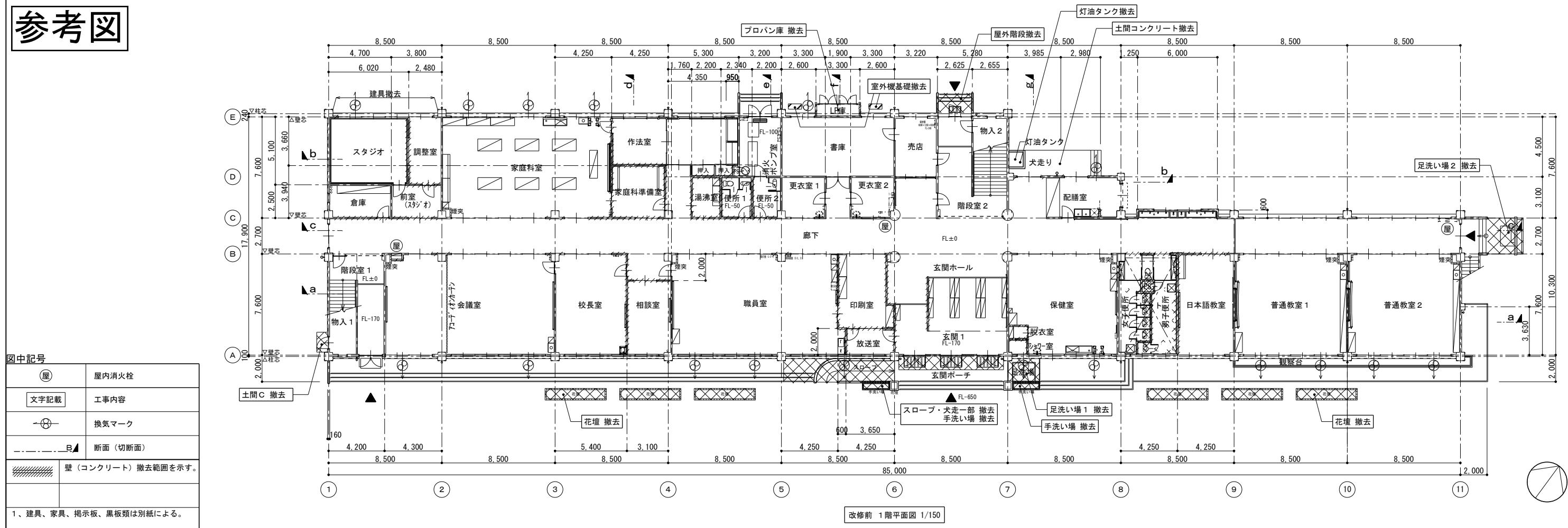
既存 2階平面図



参考図



参考図



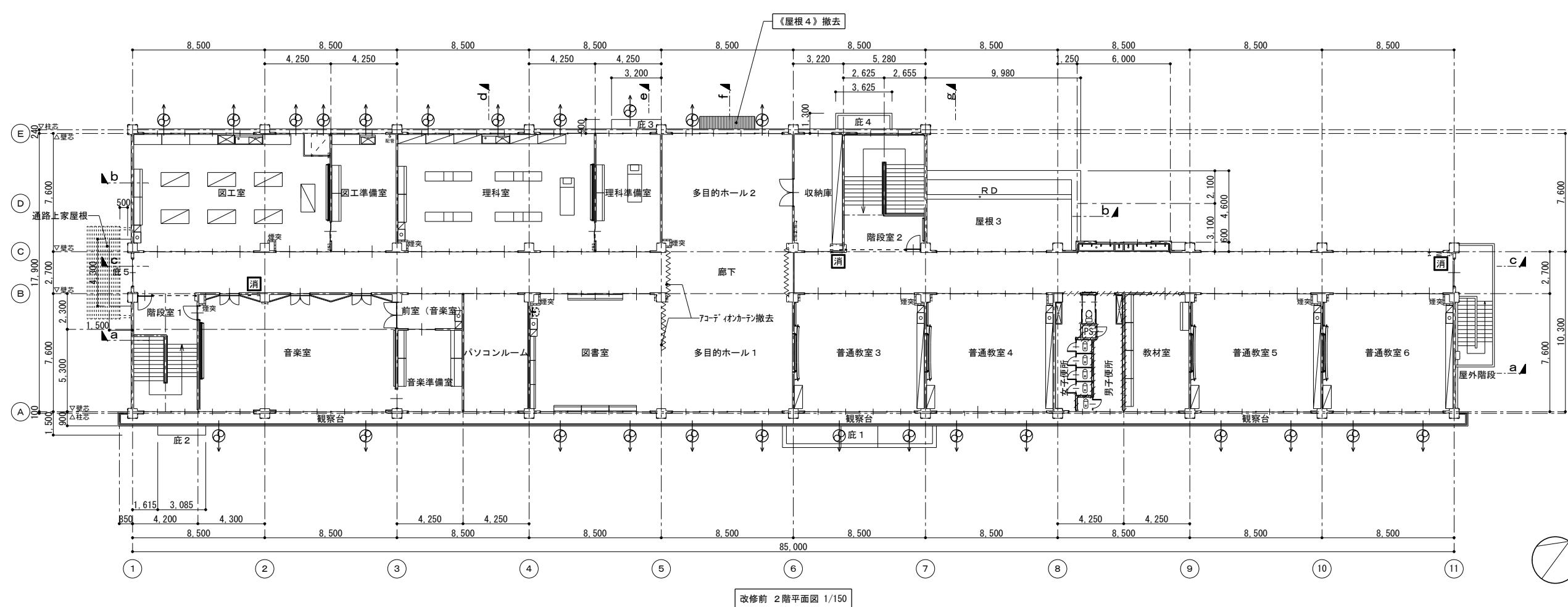
	変更日 変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE
	△ /	凡例
	△ /	
	△ /	

参考図

図中記号

■	屋内消火栓
■	工事内容
●	換気マーク
■	断面(切削面)
▨	壁(コンクリート)撤去範囲を示す。
1、建具、家具、掲示板、黒板類は別紙による。	

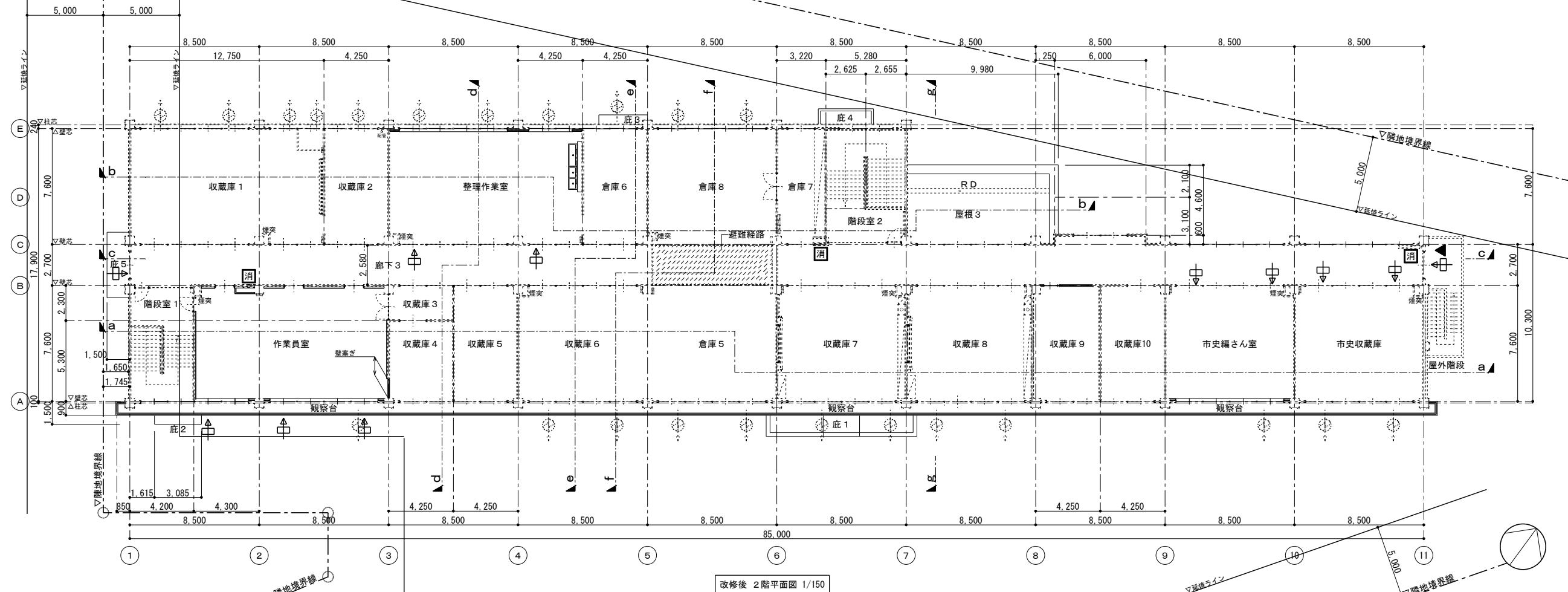
改修前 2階平面図 1/150



図中記号

■	屋内消火栓BOX 1階のみSOF塗替え
▼	施行令 第125条1項 の出入口を示す
●	換気マーク
■	断面(切削面)
±0	F.L.からの高さ 特記なき限り±0とする
屋内運動場の延焼の恐れのある部分は、 本工事にて改修を行う	
▨	避難経路を示す

改修後 2階平面図 1/150



△/	変更日	・	変更事項(△変更マーク 月 / 日)
△/	NOTE		
△/	凡例		
△/			



さくら建築設計
株式会社

SAKURA
Architects Co., Ltd.

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録第21(1)第0232号
一級建築士登録第188696号 正木繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中畠義行

Drawn
一級建築士登録
第314639号
氏名 林雅也

Drawn
二級建築士登録
広島県第17794号
氏名 新開美和

令和6年度 文化財施設等整備事業
(仮称)新文化財センター改修工事(建築)
改修前後 2階平面図

設計図 DATE 2023/11/30
SCALE JOB 21043
No. 1/150 A 24